

鳥取県警察管区機動隊の運用に関する訓令

令和7年7月8日

鳥取県警察本部訓令第17号

(概要)

本訓令は、管区機動隊の編成等に関する規則（昭和45年国家公安委員会規則第3号）に基づいて編成した鳥取県警察管区機動隊の運用に関し、必要な事項を定めたものである。